

日本におけるインターンシップ(現場実習)の諸類型

—初等・中等教育を中心に—

佐々木 享

はじめに

本稿は、主として初等・中等教育に限定して、「インターンシップ」ないし「職場体験学習」をめぐる施策と若干の歴史的経験を、いくらか類型化して分析・整理することを試みる [補注]。

[補注] 本稿を準備する過程で、「職場体験学習」と言えば何を思い起こすかを視野の広い齊藤武雄氏に尋ねてみた。同氏は、「第二次大戦下の勤労動員の経験のある人たちは、学校において技術教育を受けたことのない人たちでも、旋盤といえはそれが何かを知っていた。いまはそういう人たちがいなくなった。」また「つい最近、京都の琵琶湖疎水を設計した工部大学校卒業の田邊朔郎の経験を民放のテレビが放映していたことを思い起こす」とも話していた。この齊藤武雄氏の話は「インターンシップ」の概念の広がりを示唆して興味深い。

最近の施策にみる「インターンシップ」「就業体験」ないし「職場体験学習」の意義

文部省の「インターンシップ」提唱の発端となったと思われる1998(平成10)年7月23日の理科教育及び産業教育審議会の答申「今後の専門高校における教育の在り方について」は、「これまでの現場実習として取り組まれてきた実践に基づきつつ、更に幅広く生徒が在学中に自らの学習内容や

将来の進路等に関連した就業体験を行うことをインターンシップとして奨励し、専門高校における教育活動の一層の充実や生徒の勤労観・職業観の育成を図ることが必要である。」と述べている。ここでは「インターンシップ」をもっぱら専門高校の課題として位置づけているかに見える。また、文部省の1998年12月の通知では、「高等学校や専修学校の生徒が企業等において実習・研修的な就業体験を行うインターンシップ」ということばが使われている。他方文部省『インターンシップ・ガイドブック——インターンシップの円滑な導入と運用のために』（2000年2月，ぎょうせい）は、文部省の「教育改革プログラム（平成9年1月24日）ではインターンシップを『学生が自らの専攻，将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと』としている。」と紹介している。ちなみにこの『ガイドブック』は、表題にかかわらず対象を高等教育機関向けに限定した冊子である。

なお、1999年に改訂された現行の高等学校と中学校の学習指導要領には「インターンシップ」ということばはなく、そこにあるのは、「就業体験」、特別活動としての「勤労・生産的行事」などである。中学校で近年実施されている「職場体験学習」を「インターンシップ」とは言わないが、その実践は高等学校以上の学校における「インターンシップ」とほとんど変わらないように思われるので、この報告では中学校の「職場体験学習」などをも含めて考察する。

本報告の課題

本稿でいう「インターンシップ」ないし「職場体験学習」は、企業など学校外の施設で生徒・学生が学校の計画のもとに実施する「労働体験（学習）」である。歴史的には「現場実習」「現業実習」など種々な呼称があった。これらは、①技術教育ないし職業教育の重要な一環として組み込まれているものと、②生徒・学生に将来の進路選択に示唆を与えるべく広い意味での労働体験をあたえることを目的とするもので、その目的が技術教育ないし職業教

育に限定されないものにと区分できるように思われる。

課題の限定

本稿でいう「学校」は、「インターンシップ」の典型的事例として後に援用するアメリカのシンシナッティ大学のコオペラティブシステムと明治期日本の工部大学校の経験をのぞき、初等・中等学校に限定する。

いわゆる公共職業訓練にせよ企業内教育にせよ、職業訓練には現場実習を含んでいるばあいが多し。しかし本稿では、特別なばあいをのぞき、職業訓練を含めないこととする。

「インターンシップ」ないし「職場体験学習」には、収入を得ることを目的とするいわゆるアルバイトは含まれない。

「インターンシップ」ないし「職場体験学習」を実施する場所については、通常は企業など学校外の施設とされるが、やや微妙な問題が含まれる。たとえば実際の農家の田畑や畜舎などと何ら変わるもののないものであっても、学校の農場での実習は含まれない。同様に、どれほど充実した施設を持つものであっても工業高等学校の実習工場の実習も含まれない。他方、学校の施設での実習は一切含まれないのかといえば、必ずしもそうとは言えない。水産高等学校の練習船は現実の漁船と何ら変わる場所がないこともあり、この練習船による海洋上の漁業実習は「インターンシップ」ないし「職場体験学習」といえる。工業（高等）学校の実習工場が生産工場とされ、そこで生徒が働く場合もある。

また「第二次大戦下の勤労働員」は、意図的に技術教育ないし職業教育を実施したとは言い難い。しかし、斉藤氏が見たように広範な国民に対して技術・職業教育としての効果を発揮した営為なので、教育システムの歴史上の事例として注目したい。

先行研究

本稿は、「インターンシップ」あるいは「職場体験（学習）」の先行研究を整理することそれ自体が目的ではなく、職場体験学習の諸事例を探索しそれらの特徴を分析して類型化することを企図している。その意味での先行研究は見あたらないように思われる。

ここでは、職場体験学習に関して筆者の視野に入った若干の先行研究を紹介するにとどめる。これらに共通する一つの特徴は、原正敏のものをのぞき、戦前の職場体験学習について言及したものが見られないことである。

○宮地誠也『中等教育と職業生活』（川島書店、1978年）

○池本洋一編『勤労体験学習の研究——高等学校の技術教育』（建帛社、1980年）

○温海則夫・鈴木寿雄・仙崎武編集『勤労体験学習の理論』（ぎょうせい、1981年）

この書物のみが戦前の手工教育や実業教育にわずかに言及している。

○原正敏「『勤労にかかわる体験的学習』を否定するだけで事はすむのか——旧制中学の作業科・実業科・修練からの教訓」『技術教育』第296号、1977年3月、51～58頁。

以下は、「インターンシップ」が唱道されてからの報告である。

○全国進路指導研究会編『「働くこと」をどう学ぶか』（1998年8月、民衆社）

○村松香奈「商業高校におけるインターンシップの事例分析——道立札幌東商業高校のケース」『公教育システム研究』創刊号、2001年7月、69～95頁。

○倉部静雄「上ノ国高校における職場体験学習の取り組みについて」同上誌、同号、97～120頁。

○吉本圭一編・高校・大学インターンシップ研究会『高校・大学・企業におけるインターンシップの展開と課題』（2001年12月、カシオ科学振

興財団第17回研究助成報告書)

- 寺田盛紀「高等学校における産業現場実習と職業教育——戦後高校教育の変動要因との関連で」、『職業と技術の教育学』第15号、2002年4月、83～111頁。なお同じ論文が寺田盛紀編『中・高等教育における「インターンシップ」——職業・専門教育と雇用・就職の構造に関する日・独・中比較研究（国際共同研究中間報告書）』（2002年3月、3～30頁）にも収録されている。
- 竹内常一・高生研編『揺らぐ学校から仕事へ——労働市場の変容と10代』（2002年5月、青木書店）

I. インターンシップの起源あるいはその典型

(1) シンシナッティ大学のコオペラティブシステム

前掲の文部省『インターンシップ・ガイドブック』は、(インターンシップの)「米国での略史」を、1906年にシンシナッティ大学がコーオペ教育をスタートさせたことから書き始めている。この事例は日本でも戦前から知られている¹⁾。

木下順は、このシンシナッティ大学のコオペラティブシステムを、「修業年限は6年間で、学期中は1週間ずつ交替で工場と大学に通う。例えばある電機工場では、『1年目を鑄造工場で、次の2年半を機械工場で、そして2年を学卒徒弟コースで過ごす』ことになっていた。夏期休暇中は毎週工場で働いたので、結局、通算4年間を工場で、2年間を大学で過ごすことになる。工場での4年間の『修行』は正規の徒弟期間と同じであるから現場の実情をつぶさに理解でき、また働きながら学ぶ学制は勉学意欲が高いので通常の半分でも十分であるというのが、実施する側の説明である。」と紹介している²⁾。

(2) 修業年限の3分の1を占めた工部大学校の現場実習

日本において現場実習を教育課程の重要な構成部分として組み入れた学校の典型としては、殖産興業政策の技術面を担う担当官庁である工部省に所属

する明治期最初の水準の高い工業教育機関の一つとして設立された工部大学校をあげることができる。工部大学校は、お雇い外国人ダイアーの指導の下に成立した⁴⁾。

工部大学校の修業年限は6カ年で、最初の2カ年は基礎教育、次の2カ年は専門教育、最後の2カ年は現場に入って学ぶシステムであった。最後の2年間のうち1年半は現場に出て残る6ヶ月で卒業論文をまとめることとされていた⁴⁾。この卒業論文はたんなる調査報告ではなく、しばしば新たに実際に用いる機械や工事の設計であった。

この方式が今日あたかも革新的な試みと受けとめられるのは、学校教育の中に現場での学習を大胆に取り入れているからである。しかし、現場経験を通したいわばたたき上げを原則とする当時のイギリスの技術者養成方式や伝習方式が一般的であった幕末・明治初期の日本の事情⁵⁾を考えると、工部大学校の経験が革新的だったのは、むしろ学校方式を取り入れたことの中にあつたといえる。

工部大学校は、1886年の帝国大学の成立に際してその工科大学に吸収された。帝国大学の工科大学では、卒業前の数ヶ月を現場実習に当てそれを卒業論文とするようになった。

II. 教育課程における現場実習の位置づけの歴史の概要

旧学制の時代

(1) 早くも「学制」に登場した「実地修行」

日本の近代学校は1872年の「学制」頒布から始まった。この学制二編追加により、後の実業学校の構想が示された。その教科の中には、「実地農業」（農業学校）、「実地工業」（工業学校）、「実地経験」（鉱山学校、医学校）、「実地修行」（諸芸学校）などが含まれていた。「学制」の内容の多くは壮大な構想に終わったとはいえ、専門教育を行う学校の教育には当初から実地の修行や経験を積むことを想定していたことが注目される。

「学制」は西欧諸国の教育制度に範をとったといわれるが、技術教育、職業教育については学校教育よりも実地修行を優先するイギリス方式ではなく、ドイツ、フランス、アメリカなど遅れて資本主義への道をたどりつつあった諸国が採用した学校制度重視の経験に学ぼうとしていたといえる。学校教育中心の構想であったから、その教育課程の中に「実地経験」「実地修行」を位置づける必要があったといえる。

(2) 影が薄かった実業関係法規における現場実習

しかし、戦前のその後の実業関係法規には、現場実習の影は薄かった。すなわち、実業学校令に基づく「工業学校規程」、「農業学校規程」、「商業学校規程」、「水産学校規程」等の各学校の規程には、学科課程の細目を規定していなかったためか、現場実習に関連する規定はほとんどみられない。例外は、次に紹介する「徒弟学校規程」（明治27年7月25日文部省令第20号）のみであった。

(3) 徒弟学校規程における現場実習

徒弟学校は、修業年限6ヶ月以上4年以内とするなど教育課程構成を極めて柔軟にした学校であった。徒弟学校規程はその第十二条に「徒弟学校ニ於テハ教室其ノ他必要ノ諸室ヲ備ヘ又実習ノ為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ但シ実習場ハ校内ニ設ケス便宜他ノ工場ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ケナシ」と規定して、現場実習を認めていた。しかしこの徒弟学校は定着するに至らないまま衰退し、大正期の実業学校令改正により廃止され、若干の徒弟学校は工業学校に転換した。

(4) 「集団勤労作業」

戦前の農業教育機関にみられた塾風教育、1938年度から中等以上の諸学校に課された「集団勤労作業」、1943年の中等学校令における「修練」は、精神主義・鍛錬主義の典型であったといえる。

もっぱら普通教育のみを課してきた（旧制）中学校においても、1931年からすべての生徒に必修教科として作業科を課した⁶⁾。しかし、作業科が職

場体験学習を含んでいたとは考えられない。後に1938年6月9日に文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出されたことを契機にこの年度から中等以上の学校で「集団勤労作業」が導入されると、中学校の作業科はそのなかに解消されてしまったように思われる。

(5) 中等学校令における「修練」

中等学校令（1943年，勅令第36号）により，制度上，中学校，高等女学校及び実業学校はともに中等学校とされ，その教科課程は「教科及修練」とされた。これにより，従来の作業科は修練の中に位置づけられたと考えられる。「修練」は，全ての中等学校で各学年週3時間を課すものとされ（ただし夜間の課程のみは随時），その他に中学校と高等女学校においては，毎学年凡そ30日をこれに当てるものとされた。

ただし実業学校の「修練」にはこの毎学年凡そ30日をこれに当てる旨の規定が見えない。これは実業学校では実習時間を増課することができたからであろうと思われる。実業学校教育の特殊性を示唆する事実として興味深い。

しかしこの時期の中等学校の生徒は実態としてはおりからの勤労働員体制の中で工場鉱山へ全面的に動員されたから，「修練」はいわばこれを正当化する役割を果たしたと考えられる。

(6) 勤労働員（学徒動員）

学徒勤労働員の実質的な開始は，1941年2月の「青少年学徒の食糧飼料等増産運動」への参加の指示（文部農林次官通牒）と考えられる，とされる⁷⁾。

これ以後矢継ぎ早に動員体制が強化される。すなわち41年8月には中・高等段階の各学校内に「学校報国隊」が組織され，この組織は同年11月の「国民勤労報国協力令」（勅令）による国民勤労報国隊とみなされた。43年6月には「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定された。「教育錬成内容の一環」として学校報国隊を国土防衛と勤労作業に動員できる体制を確立するという趣旨で，これ以後，軍需工場への動員が本格化してゆく。

こうしてこの時期の中等学校の生徒は実態としては勤労働員体制の中で工場・鉱山へ全面的に動員されたから、「修練」はいわばこれを正当化する役割を果たしたと考えられる。

(7) 実習工場の生産工場化の提言

第二次大戦末期に実業教育振興中央会が諮問に応じて1943年10月に提出した答申の中で、「〔前略〕、工業学校ノ実習ハ出来得ル限り生産工場ト連絡シ、一定規格ヲ有シ、教育目的ニ合致セルモノノ製作加工ヲ下請シ、又ハ学徒ヲシテ当該工場ニ於テ生産作業ニ従事セシメ、実習ト同時ニ勤労作業タラシムルコト」をもとめていたことが注目される⁸⁾。工業学校の実習を兵器生産の拡充という政策に組み込むことを目的とした中で現場実習が叫ばれたわけである。現実には、こうした答申如何にかかわらず生徒たちは全面的に勤労働員されていった。

新学制の時代

(8) 初期の教育課程政策上の現場実習の位置づけ

① 高等学校の発足当初の職業課程における現場作業の単位認定

1947年4月7日に『高等学校教育学習指導要領』に代わるものとして出された文部省学校教育局長の通達は、工業関係の学科の学科課程表の「備考」に、「第三学年において四箇月までの現場実習を行うことができる。」と記していた。高等学校発足当初から現場実習が公認されていたことは注目される。なお他の学科にはこの種の記述は見られない。

② 『新制高等学校教科課程の解説』における現場作業の位置づけ

しかし高等学校の発足直後に発行された『新制高等学校教科課程の解説』は、「現場作業」に関する記述を工業に関する学科に限定せずに、「実業の生徒が、一定量の現場作業を実施したならば、これに対して単位を与えることができる。」(32頁)として、職業課程における一般的な問題として拡張し、その単位認定について、次のようになり丁寧に解説していたことが注目される。「単位の与えられる現場作業は、学校でする実習の目的にかなったも

のでなければならない。生徒が時間正しく勤勉に働いているというだけでは——これらは大切な作業態度であるが——不十分である。」(34頁) この解説書はさらに、「職業教育における現場作業の教育的価値にかんがみ、学校は現場作業をその生徒に実施させる機会を積極的に求めなければならない。」(34頁) と述べていたことも注目される⁹⁾。しかしこれらの記述が、あるクラス全員を現場作業に参加させることを前提としているとは思われない。

この解説書は「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒であるといえる。」という文章を含んでいる(28頁)が、「現場作業」はもっぱら職業課程の課題として位置づけられていたと思われる。したがって、ここで述べられているのは、専攻学科の種類を問わない現在の「職場体験(学習)」とは明らかに異なっている。

③ ホームプロジェクト

農業科、家庭科では、生徒が自分の家庭で行う学習を高等学校の単位として認定する「ホームプロジェクト」のシステムがある。このうち農業科におけるその実践は典型的な職場体験学習の一形態といえる。

高等学校の農業科では、最初の『学習指導要領高等学校農業科編(暫定試案)昭和24年度用』において、「プロジェクト」の名称で後の「ホームプロジェクト」が位置づけられていた。その後「ホームプロジェクト」は、『高等学校学習指導要領農業科編(試案)昭和27年(1952)改訂版』以来2002年の今日まで一貫して記載されている。

(9) 定時制・通信制課程と技能教育施設との連携制度

1961年には、学校教育法の一部改正により、企業内の技能訓練施設に在籍する者が高等学校の定時制・通信制に在籍している場合には、その訓練施設における学習の一部を高等学校の単位として認定できるという、いわゆる連携教育が制度化された。同時に、通学区域を都道府県に限らない広域の通信制高等学校も制度化されたこととあいまって、連携教育には多様な形態が生まれた。

(10) 「勤労体験（学習）」の登場

職場体験学習の位置づけに関する最初の重要な転機は、1976年改訂の高等学校学習指導要領にあったように思われる。すなわちこの高等学校学習指導要領は、総則の「一般の方針等」に「勤労にかかわる体験的な学習」を掲げ、また特別活動の中に「勤労・生産的行事」を掲げた（同じ条項は、同じ時期に改訂された小学校と中学校の学習指導要領にも導入された。）これは、「インターンシップ」の歴史の一つの画期をなすものであった。

この経過の問題点を一つだけいえば、高等学校学習指導要領は「総則」では高等学校の教育全般にかかわる課題として提起しているにもかかわらず、実際の活動は前回以来と同じく「勤労・生産的行事」に位置づけるにとどまり、具体的な教科教育のレベルではもっぱら職業学科の項に述べられているに過ぎない。つまり普通科教育の取り組むべき課題と考えられていなかった事実には留意しておく必要がある。

(11) 政府・文部省が「インターンシップ」を唱道し始めた経過

① 「インターンシップ」の登場

近年の「インターンシップ」は、本稿の冒頭に紹介した1998年7月の理科教育及び産業教育審議会の答申『今後の専門高校における教育の在り方等について』を契機として始められたと考えられる。

② 「インターンシップ」を推奨する文部省の通知

この答申が提出されて間もない1998年12月16日に、文部省職業教育課長・生涯学習振興課長の連名で「インターンシップの推進について」という通知が各都道府県教委にだされた。この通知が、各都道府県教委が「インターンシップ」に取り組むよう指導を強化しはじめた直接の契機になったと思われる。

③ 1999年改訂の高等学校学習指導要領

1999年改訂の高等学校学習指導要領の「総則」に、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習」なることばが登場した。前回までの高等学校学

習指導要領中の「現場実習」ということばが「就業体験」ということばに置き換えられ（大蔵省印刷局版11頁）、「就業体験」ということばはこの改訂で初めて登場した。文部省は、これによって「インターンシップ」の教育課程上の位置づけは明確にされたと理解しているようである。

こうして「インターンシップ」あるいは「就業体験」は、事実が先行して高等学校学習指導要領はむしろ1999年の改訂がこれを追認したかたちになっている。

Ⅲ．インターンシップのいくつかの類型

(1) 公的職業資格取得のための教育課程の不可欠の一部として位置づけられている現場実習

これは、技術・職業教育を目的とする学校（学科）で、現場実習を公的職業資格取得のために教育課程の不可欠の一部として位置づけている方式である。

戦前の中等実業学校では、その学習が公的職業資格と結びついていた例としては、商船学校、水産学校などが知られる。しかし戦前には公的職業資格の制度が未発達だったこともあり¹⁰⁾、全体としては少なかったといえる。

新学制の下では、衛生看護科（准看護師）、調理科（調理師）、漁業科（海技免状）、商船高校（1961年より商船高等専門学校となる）（海技免状）のような例がある。

この点では、文部科学省『高等学校インターンシップ事例集』（2001年、ぎょうせい）が調理師免許を取得できる福岡県立久留米筑水高等学校の食物調理科の事例を収録していることはむしろ奇異であるといえよう。

(2) 公的職業資格取得とは関係ないが技術・職業教育の重要な構成部分としての位置づけられた現場実習

これは公的職業資格取得とは関係ない学校（学科）において、現場実習を当該学校（学科）の教育課程の必修科目として位置づけていた方式で、工部

大学校はその典型である。

旧学制の時代

① 実習工場即生産工場

福井県立工業学校は、県の工業試験場に隣接して設置されたことから、同校の実習の一部は工業試験場の工場を利用していた。これを同校は、「現今本邦ニ於テハ此種ノ工業学校数多アリト雖生徒ノ実習ニ工業試験場ヲ利用スルモノ僅少ナリ之レ本校ノ特色トスルトコロナリ生徒ハ在学中既ニ己ニ〔ママ〕現業練習同様ノ作業ニ従事スルコトヲ得ヘク実技ノ錬磨至上利至便ナリト謂ヘシ」と説明していた¹¹⁾。これは、「現場実習」の一種といえよう。

② 実習工場の生産工場化

熊本工業学校では学校の実習工場において日露戦争に際して実際の弾丸を製作したとされている¹²⁾。工業学校にはそれを可能とした施設が調えられていたからである。

第二次大戦末期に、実業教育振興中央会が工業学校を生産工場とすることを提唱していたことは前述した。実際に、学校の実習工場をそのまま軍需会社の工場に転用し、生徒をその労働者として使役した例は、鶴岡工業学校の学校史に詳細に知ることができる¹³⁾。

また、『足利工高百年史』には、1945年4月9日の事項として、「実習設備を全部供出せるにより毎日午後、中島足工工場にて実習をなすこととなる。また二年以上は本日より一週一日づつ同工場にて実習を行うこととす。但し何科を問わず中島会社の仕事とす。」なる記述が見える¹⁴⁾。実習設備を撤去して中島工場に移設したのか、実習工場をそのまま中島会社の工場に転用したのかは不明である。

新学制の時代

① 農業高校のホームプロジェクト

高等学校学習指導要領に最初から1999年改訂の現行のもの（大蔵省印刷局版の186、235頁を参照）まで一貫して記載されている現場体験学習の一

つに「ホームプロジェクト」がある。これは農業科、家庭科のみで実施されるもので、農業科における実践は典型的な職場体験学習の一形態といえる。

初期の「ホームプロジェクト」の例として、東京都立農林高校の事例を紹介する。

「本校のホームプロジェクト（HP）は23年度の7月文部省の実験指定校となり全日制の2、3年生の一部を選択して9月より実施した。24年度は農業科全員に総合農業を課すると共にHPを実施し、家庭で実施できないものは学校の実習地を割り当てスクールプロジェクトを採用させた。HPの計画の実施内容（労働時間数、資料、収量等）はすべて記録され評価研究の資とされた。規模は作物は平均2a、家畜は鶏5～10羽、山羊、豚1～3頭程度であった。

この方法は教師や親たちの指導援助によって三者一体の教育が為されることに特色がある。しかし、何分にもアメリカ式教育方法の直輸入だったため日本の実情にあわない点が多かった。また食糧不足と交通機関の未発達な当時、自転車を駆って、西多摩全域の家庭訪問に奔走する教師たちの労苦は大変なものであった。また教科の系統性や順次性を欠くうらみもあって総合農業と共にその後数年で中止されるのである。」¹⁵⁾

② 高岡産業高校の経験

早い時期の最も著名な例の一つは、産業教育を計画的に展開することを企図した富山県において、1961年から高岡市で実施された高岡産業高校の経験であろう。定時制課程で、生徒は昼間は地元の金属加工工業中心の中小企業で働き、企業の協力を得て週1日昼間学校に通い〔補注〕、その他第1、2学年は週3日間、第3、4学年は週2日間夜間に学校に通う。定員40名。この学校では、職場で働くこと自体が教育課程の中に位置づけられ、教員が生徒の勤務先を巡回するといっていた。したがって勤務先が変わった場合には、近所の通常の定時制である高岡工業高校定時制に引き取ってもらって

いるとのことだった。

〔補注〕有給は会社数の約3割，生徒数の約4割，残りは出勤扱い。2社のみ登校は認めているが欠勤扱いとしていた。

③ 商業科における現場実習

高校商業科における現場実習の事例は少ないように思われる。たとえば『産業教育』第17巻第1号（1967年1月）が各学科の現場実習を紹介した際に、商業科の実践例は含まれていなかった。こうした中で少数の実践として、寺田盛紀は、商業高等学校において1954年から「現業実習」を取り入れていた例として、明德商業高等学校（のち京都市立西京商業高等学校）をあげている¹⁶⁾。

④ 定時制・通信制高等学校と企業内教育との連携

企業内教育と定時制・通信制高等学校とのいわゆる連携教育においては、大抵の場合企業内教育においては現場実習が含まれており、かつそれが工業高等学校の単位（の一部）として認定されているので、現場実習の典型例の一つといえる¹⁷⁾。

⑤ 神奈川県技術高校の経験

冒頭に職業訓練関係の経験はのぞくと書いた。しかし、1960年代初頭に神奈川県が設置した技術高等学校は、高等学校と職業訓練校とを結合した教育施設であり、職業訓練校としての実習には現場実習が組み込まれており、また職業訓練校卒業後の就職先の実務（アルバイト）の一部を高等学校の実習の単位（の一部）として認定しているなど、現場実習が教育課程の重要な構成部分となっていたので、注目される¹⁸⁾。

技術高等学校にはさまざまな批判があり¹⁹⁾、とくに現場実習を単位として認定していたことも批判にさらされた問題の一つであった。かくて、当初は年5単位3年間で計15単位として認定していた現場実習は、1967年以降年2単位計6単位に減少されたなどの経過があり、現場実習自体が技術高校の制度的な問題点の一つとして指摘されていた²⁰⁾ことが注目される。

⑥ 企業立高等学校

ここでいう企業立高等学校は便宜的な呼称で、実質的に企業が設立している高等学校をさす。法的には企業が出資して設立している学校法人による私立学校である。

石川島工業高等学校、スタンダード製靴高等学校などがその例で、これら企業立高等学校はその由来からして企業内教育を高等学校としたものであるから、その実習には企業における現場実習が含まれている。

⑦ 農業高校の農業特別専攻科の「先進農家実習」

高等学校の専攻科は、高等学校制度の発足当初から学校教育法に規定されているが、その設置基準の細目の定めがない。1990年に専攻科を設置している農業高等学校は全国で8校に過ぎず、その実態や実践報告も少ない。ここでは千葉県立茂原農業高校に1970年から設置された農業特別専攻科の「先進農家実習」の事例を紹介する。この専攻科の生徒は、すべて自営農家の子弟である。1年生の9月から12月までの3ヶ月間、県内外の先進農家において農家実習を行っている²¹⁾。

⑧ 鶴岡工業高校の実習工場の生産工場化

工業学校の実習それ自体を生産実習とした例としては、戦前に、佐藤孝次校長の指導のもとに東京府立北豊島工業学校が学校の施設設備をそのまま活用して財団法人を設立して実施した経験が知られている。この方式は第二次大戦後まで続けられたといわれる。産業教育振興法制定当時工業高等学校長協会理事長として活躍した佐藤校長の歴史的な役割やこのユニークな実践の経験については、別に詳細な紹介（大川時夫「北豊島工業高等学校の生産実習」『技術史教育学会誌』第1巻 第1号（2000年3月）、34～41頁。）があるので、ここでは、山形県立鶴岡工業高等学校の例を紹介する。

新学制の発足にともない旧制鶴岡工業学校は山形県立鶴岡第二高等学校として発足したが、実験資材の欠乏等に悩んだ同校校長らは、学校の実習工場の施設を寄付し、学校長を理事長、教職員やPTA 役員を理事とする財団法人

人鶴岡工業研究所の設立を県から認可された。そして、運転資金を生徒の親たちから集め、近隣の工場から注文をとって生徒たちの実習により各種製品等を生産して収入を確保した。ようやく財政も安定し始めた昭和32年頃にこの法人は解散したとされる²²⁾。

(3) 技術・職業教育の付加的・補足的な現場実習

これは、現場実習を当該学校（学科）の専門に属する技術・職業教育の一環として位置づけてはいるが、全員の必修とはせず、希望者に限って参加させる方式である。この方式は古くから知られており、現場実習を技術・職業教育の一部として付加的・補足的に位置づけたものといえる。

旧学制の時代

① 高等小学校の「一坪農業」

この方式は、学校の指導の下に各家庭において児童一人一人に一坪の実習地を割り当てて、その児童自らに作物の播種・成育・収穫の過程を学ばせるもので、児童を労働に参加させる労働学習の一例といえる。明治末期に織田利三郎が提唱した小学校の尋常科及び高等科における「一坪農業」運動は歴史によく知られている²³⁾。この実践は、教育課程に制度的に位置づけられていたわけではないので、この運動の広がり是不明である。この実施形態は戦後の農業高等学校のホームプロジェクトに似ているといえる。

② 工業学校の現場実習

前述のように、工業学校に学外の現場実習を取り入れる規定は法規等にはなかった。学校内の工場で実習する方式が工業教育の主流となったといえよう。

近代工業が発展し始めると分業と協業が一般化したため、技術・技能を生産の現場で系統的に学ぶことは困難だと考えられるようになり、むしろこれに代わって学校内の実習工場を整備充実させるようになった。学外の小さな企業とは違って工業学校の実習工場は多種多様な機械類を取りそろえるようになって企業に出向いて現場実習を体験させる必要を感じなくなったから

であろうと思われる。それどころか、外部から生産を依頼される状況すらあったほど、工業学校の施設設備は充実していた。たとえば染織科、建築科を設置していた徳島県立工業学校には「依頼品製作規程」が制定されており、そこには「第一条本校ハ本校教科ニ属シ生徒ノ実習ニ裨益アリト認ムル物件ノ製作依頼ニ応スルコトアルヘシ但会計年度内ニ製作ヲ終ラサル物件ハ依頼ニ応セス」とあった²⁴⁾。

夏季休暇中の現場実習

いくつかの工業学校の歴史書を繙いてみると、様々な現場実習を実施していたことがわかる。たとえば熊本県立工業学校は、夏期休業中上級生を5～6名ずつの教班に分けて遠く北九州の国鉄小倉工場などに派遣して3週間にわたる現業実習を課していた²⁵⁾。この現業実習がいつまで続いたのかは不明である。

『足上百年史』には、旧制工業学校時代に実施された「夏季現業実習」について、「夏季休暇中二週間ないし一ヶ月間、四年五年の希望者をして会社又は個人経営の工場にて現業実習をなさしめ、工業界の實際を知らしむると共に、学校にて知得せる智識と技能の实地応用、実技錬磨をなさしめ、工場における勤勞を体験せしむ。又五年にして現業実習をなさざる者は学校工場にて一週間実習をなさしむることあり。」とされている²⁶⁾。

小倉工業高等学校『創立七十年史』（1968年、79頁）においても、卒業生が夏休みに現場実習に派遣されたことを回顧しているが、この種の記事は各地の工業学校の歴史には多いのではなかろうか。

第二次大戦末期に大部分の生徒が各地の工場に動員されたことは熊本工業学校も同様である。この時期には熊本工業学校自体も日露戦争期と同じく軍需工場化され、一部の生徒はそこで働かされた。なお同校採鉱冶金科を1945年に卒業した者が現業実習で坑内労働に従事した経験を語っている²⁷⁾。学科の性質からみればあり得ることであるが、時期的にみると勤勞動員と混同している疑いもある。

③ 商業学校の現場実習

商業学校教育は商取引の過程を正確に把握する簿記会計等の実務に習熟させることを重視したが、その実習は商取引の現場ではなく、学校内の模擬実践を中心として実施された。

行商

「私達の頃は、暑中休暇に『行商』というのがあり、反物の行商をして伊豆半島の村々を廻った思い出があります。第1回から第4回くらいまでの人が経験していることと思います。私達の場合は3～4人のグループを作り若松呉服店から反物を仕入れ、大風呂敷に背負って戸田・土肥・安良里・松崎から小杉峠を越えて下田に出て、さらに白浜・河津・稲取・伊東・熱海とおよそ10日もかかったでしょうか。だいたい親戚とか知人の所を廻ったのですが、まあ態のいい押し売りでした。」[この筆者は旧制第2回（明治36年10月卒）] この実践の教育課程上の位置づけは不明である²⁸⁾。

大垣商業学校など一部の商業学校でも、実習として生徒たちに実際に行商させ、その実際を通して商取引の内容・方法を学ばせたことが知られている²⁹⁾。この種の実践例は、商業関係の学校史を丹念に調べれば、もっと多いと推測される。

バザーあるいはマーケット

金沢商業学校では、1914年から10～11月の2～3日間生徒が運営する「金商バザー」を開催した。1931年からはマーケット方式となり、これが1935年まで続けられたという³⁰⁾。なお同校の学校史の1931年の項に夏期（及び冬期）に「実業練習生」として市内の銀行、会社、商店に上級生を派遣した旨の記述が見えるが、生徒全員なのか一部なのか記述が簡略なため不明である³¹⁾。

『東京府立第一商業学校一覽昭和14年4月調』には、「教育実践化ニ関スル施設」の中に「実務実習」なる項目があり、「休暇ヲ利用シテ実社会ニ於ケル実務ヲ見習ハセシメ職業精神ノ陶冶ヲナス」と説明されている（同上書、

59頁)。現場実習に補足的、付加的な位置づけを与えていたことがわかる。

新学制の時代

④ 高等学校工業科の職場体験学習

高等学校の工業科については、前述のように、学習指導要領は戦後早くから職場体験学習を公認していた。しかし実態からみると、職場体験学習はあまり一般的ではないように思われる。「インターンシップ」の導入を提唱した理科教育及び産業教育審議会の答申に添えられた資料でも、1996年の工業高校での実施率は11.4%と最も低い。筆者が属する技術教育研究会においても、職場体験学習に関連した実践報告は極めて少ない。

寺田盛紀は、高等学校発足から「現業実習」を取り入れていた例として、高崎工業高等学校、佐世保工業高等学校の実践例を、また1957年から「現業実習」を取り入れた大阪府立西野田工業高等学校をあげている³²⁾。

東京都立烏山工業高校では、1960年代に機械科3年生全員に夏期休暇中に1週間の現場実習を実施していた³³⁾。

また1963年に開校した東京都立田無工業高校の機械科では、1964年から2年生の希望者に10日間前後の現場実習を実施してきた。2年生に実施するのは比較的珍しいのではないかと思われる。全員に実施するのが望ましいが、種々な事情で希望者のみとしているという³⁴⁾。

埼玉県越谷総合技術高校の学校発足以来の現場実習は、創立時の学校長の発意で始まったがその後も継続している。この学校の実践は、文部科学省の『インターンシップ事例集』に収録されている。

(4) 職業指導の一環としての職場実習、あるいは労働教育としての農業学習

ここにかかげる方式は、特定の学科目の一環としての現場実習に限らず、広く職業指導の一環として実施する職場実習であり、むしろ技術・職業教育としては位置づけられていない点に特徴があるといえる。後述のように、戦前には高等小学校にみられた。

戦後の実践では、近年のいわゆるインターンシップのうち、高等学校の普通科、総合学科及び職業教育以外の専門学科で実施されているものに多い。中学校の職場体験学習もこの方式に属するといえる。

旧学制の時代

① 高等小学校の職業指導と職業実習

戦前日本の小学校は、長い間、子どもの就職を斡旋することはなかった。1930年代に入り、児童の就職斡旋に関与する高等小学校も現れ始め、その職業指導を強化する主張が強まると、職業指導の一環として職業実習を実施する学校も現れた³⁵⁾。

1930年代後半になると、高等小学校児童の職業実習に積極的な意義を与え、職場体験学習を積極的に実践する北村孫盛など民主的な教師たちによる運動も現れた³⁶⁾。この実践は、教育運動史研究の面からも注目されてきた³⁷⁾。なお原は、この運動についての清原らの評価はやや過大であると指摘している³⁸⁾。ここには検討に値する問題が含まれている。

新学制下の「インターンシップ」のかけ声が掛かかる以前の職場体験学習

② 東京・日暮里中学校の安曇野農業実習

政府・文部省による「インターンシップ」のかけ声が掛かかる以前にも、勤労体験学習の実践は多数報告されている。ここでは、東京都の日暮里中学校が1975年から始めた安曇野の農家に3泊4日間分宿して実施した中学生の農業体験学習に注目する。

この実践では、3年生全員が夏休み期間中に参加した。参加する教師は3年所属教員全員と2学年から1名である。この実習は第15回目から学校の手を離れて、卒業生・父母の有志らの手に引き継がれ、第20回まで続けられた。この実践を具体化し推進するうえで重要な役割を果たした桐山京子さんは、この実践を中学校教育に積極的な意義をもつものと評価している³⁹⁾。筆者は2002年4月19日に教科研の研究会で桐山さんの報告を聴く機会があったので、この実践が長期間持続した理由をお尋ねした。何よりも、行

く前には百姓をするなんて嫌だと言っている子どもたちが行ってみるとまだ帰りたくないというほどに確実に変わること、それを目の当たりにした教師たちがこの実践に自信をもつことをあげられた。その背景には、農家の人たちが子どもたちを差別なく見てくれる、これをやったという達成感、成就感があることなどを指摘されていた。

また日暮里中学校の実践は、都内の中野区立第五中学校に転任した教師によって試みられていることも注目される⁴⁰⁾。

これに似た実践は多く、たとえば1989年には京都の漁村の中学校で14年も継続している労働学習の実践が報告されている⁴¹⁾。これらはいずれもいわゆる「インターンシップ」などというハイカラな言葉が遣われる以前の、農業労働と縁遠いと思われがちな都会のど真ん中の学校の取り組みであったことが注目される。

③ 進路教育の一環としての中学校の職業（職場）体験学習

都会の中学校の技術科の実践も数多く知られている。たとえば全国進路指導研究会の人たちは、かなり以前から、職業（職場）体験学習を進路教育の一環として重視しており⁴²⁾、またその会誌などにはすぐれた実践が報告されている。とくに『進路教育』第154号（2002年7月）には、過去10年ほどの間の実践が総括されている。

「インターンシップ」の提唱以後の就業体験学習

文部省が「インターンシップ」を提唱し始めてから、「インターンシップ」ないし「就業体験」の実践は急速に広まった。

たとえば、文部省が毎年刊行している『高等学校の改革に関する推進状況』は、1999（平成11）年4月発行のものまでは、第3章中の「生徒の高等学校外における学習の単位認定について」というややわかり難い節の中でいくつかの府県が就業体験の単位認定を検討中と記していたに過ぎなかった（「ボランティア活動に係る学習成果の単位認定について」という節は別にある）。しかし翌2000（平成12）年4月発行のものから、「生徒の高等学校外におけ

る学修の単位認定について」とは別個に「インターンシップの実施状況について」という節を設けてその概況を報告するようになった。こうして近年文部省が推奨するようになってからは、「インターンシップ」に関する実践記録はきびすを接して提出されている⁴³⁾。

④ 教育研究全国集会上に報告された中学校の職場体験学習

筆者の目についたものを任意に拾い上げてみると、たとえば1998年1月の日教組の教育研究全国集会の「学習と評価・選抜制度と進路指導」の分科会では、[中学校では]すでに実施率100%の県からまだほとんど行われていない県まで分散していたとされる⁴⁴⁾。筆者の体験でも、たとえば日本教職員組合の教育研究全国集会の技術・職業教育分科会の中学校小分科会ではそれまでこの種の実践報告は滅多に出されなかったのに、1999年に岡山で開催された第48次集会では、堰を切ったように多くの参会者から報告や発言が相次いだことが忘れられない。技術・職業教育分科会での報告ではあったが、むしろ技術・職業教育の一環たらしめることを企図したものではないところに特徴があったといえる。この1999年集会以後職場体験学習については毎年何本かの報告が提出されるようになった。

⑤ 教育研究全国集会上に報告された高等学校の職場体験学習

2002年1月の全教等の教育研究全国集会（於、高知）の技術・職業教育分科会では、和歌山商業高校の2年生全員に実施した「インターンシップ」が報告されている⁴⁵⁾。ここでは「生徒にとっては進路について考え、教員以外と対話する機会として、教員にとってもよい体験となり、また事業所側にも好評であったとのことでした。／働く人と接し学ぶことに学校内教育では教えられないことを補う意味があるなどのほか、技術・職業教育のなかでの体験学習の効果もさることながら、今日の教育改革のなかで出てきている政治的意図（自衛隊体験など）を見抜いて実施すべきだ（鈴木芳夫）、体験学習の名のもとに奉仕活動を法的に強要する傾向に注意して取り組むことが重要（向山玉雄）との注意」もあったという。またこの集会の第16分科会

においても、北海道の普通科高校で実践された職場体験学習が報告されている⁴⁶⁾。

(5) 精神主義ないし鍛錬主義

技術・職業教育でなく、進路指導の一環でもなく、もつぱら、生徒たちのたるんだ精神を鍛錬する企図で実施される職場体験学習もある。農業教育の場で実施されたものが多い。

① 塾風教育

農業学校の生徒の過半は農家の子弟で占められていたから、学外実習が課題とされたことは基本的にはなかったといえる。しかし農業学校の実習は生ぬるいとして、昭和の戦前期には農本主義を基調とする塾風教育が喧伝された。いずれも合宿制を基本としている。協調会『農村に於ける塾風教育』（1934年、協調会）はその典型的事例を多数集めたものであり⁴⁷⁾、この考え方は一部の農業学校にも影響を及ぼしていた。この書物は、学校教育を対象としてはいないけれども、勤労体験を教育に位置づけようとする場合に陥りやすい精神主義ないし観念論の陥穽を示唆しているので、注目に値するように思われる。

② 「集団勤労作業」あるいは勤労奉仕

1938年6月9日に文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出されたことを契機にこの年度から中等以上の学校で始められた「集団勤労作業」もこの方式に属するといえる。「集団勤労作業」は授業日として扱われる。「勤労奉仕」も同様である。

「集団勤労作業」の実施の実態については、さしあたり文部省調査部編『集団勤労作業の概況』（1939年）を参照⁴⁸⁾。

「集団勤労作業」は、『学校史』などでは「勤労奉仕」として記載されることが多い。工業学校のような実業学校の場合も、専門とは無関係な作業が多い。たとえば足利工業学校の場合には、『学校史』は1. 特殊な勤労奉仕、2. 出征農家の食糧増産勤労奉仕、3. 足利市への勤労奉仕作業、4. 学校

の勤労作業に区分して記載しているが、専門を生かすものが含まれているのは1.のみで、その他は奉仕先が異なるのみで、たんなる労力提供が大部分である⁴⁹⁾。

③ 文部省が夏期実習訓練を推奨

1938（昭和13）年7月2日に文部省実業学務局長から、夏季休業中に「実習指導、宿泊訓練等を課し生徒の心身鍛練に資し」て来たが「時局に鑑み一層実技の錬磨と心身の鍛練に力め」るようという趣旨の「農業学校生徒夏季実習訓練に関する件」なる通達が出されている旨の記述が農学校史にみえる⁵⁰⁾。

千葉県立茂原農学校では、1943年度から2～3ヶ月間北海道に食糧増産勤労奉仕隊として派遣されている⁵¹⁾。これも勤労動員の一斑であるが、この時期にはやや珍しく専門を生かす方面での動員である。

(6) 強制労働の性格をもつもの

これは、教育活動以外の目的で児童生徒を強制的に労働に参加させる方式である。第二次大戦下の労務動員はその典型である。

① 第二次大戦下の勤労動員

第二次大戦では、日本は数百万の大量の若い男性を工場や農山村から戦場に動員した。そのために、戦争遂行のために軍需品を生産するための工場鉱山の労働者が極度に払底した。生産力をあげる余裕がなく、生産を拡充するためには専ら大量の労働者を投入することに頼っていたわけである。工場だけでなく、若者たちを根こそぎ戦争にかり出されてしまった農村も労働力不足に悩まされた。こうした状況に直面した日本政府は、広範な国民を生産現場に投入する施策を採った。勉学することを本務とする中等学校以上の生徒・学生はもちろん、家にいることを本旨としていたはずの未婚の女子を女子挺身隊として工場に動員したこともそれである。

労務動員の一斑として、中学校、高等女学校、実業学校の区別なく、生徒たちは遠隔にある各地の軍需工場に集団で長期に動員された。多くは第三

学年以上が動員されたが、第一学年から動員された例もあった。

前述の斉藤武雄氏の話に出てきた第二次大戦下の勤労動員は、少なくとも狭義の教育システムではない。しかしこれが「インターンシップ」に関連した話題になるのは、広範な生徒・学生に「職場体験」「労働体験」を与えたからである。

こうして広範な国民が生産の場に投入された結果、戦時下でなければ経験する機会などなかったはずの人々が、旋盤やボール盤を操作することを経験したわけである。

「インターンシップ」という主題からはやや外れるが、第2次大戦末期の苛烈な戦時下に、工場で働くことは戦争に協力することになるのではないかと逡巡する妻に、治安維持法によりとらえられた獄中から、敢えて労働に従事することの重要性を説いた手紙⁵²⁾に感銘を受け、筆者は、これを引用して論文を書いたことがある⁵³⁾。

「勤労動員」のより重要な特徴は、それが教育目的からでたものではなく、かつ、国家から強制されたところにあつたように思われる。

② 敗戦後も続けられた勤労動員

学徒の「勤労動員」は、敗戦で終わったわけではなかった。食糧難に対処するために開拓に動員された例があつたからである⁵⁴⁾。筆者が通学していた中学校でも、敗戦後、授業が再開されると思つたところ、雪が降り始めるまで近隣の山野の開墾に動員された。

③ 奉仕活動の義務づけを企図する最近の施策

文部科学大臣は2001年に中央教育審議会に教育基本法改正を諮問したが、その際に文相が首相の私的諮問機関である教育改革国民会議が2000年12月22日に提出した最終報告書を援用したことは記憶に新しい。

ところでこの教育改革国民会議が同年9月に発表した中間報告は、「様々な分野において一年程度奉仕活動を行うことを義務づける」ことを提唱したことにより各方面から注目された。「義務づける」とは国家権力が強制する

ことである。この提言から徴兵制や「勤労働員」を想起した者があったのは、不思議ではない⁵⁵⁾。ちなみに義務教育の制度は、国家が父母に対してその子どもに教育を受けさせることを義務づける制度であって、子どもに義務づけているわけではない。最終報告書では、「義務づける」とした部分は削除され、「小・中学校では二週間、高校では一ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う」ことを提言するにとどまったが、この種の発想が支配階級の中に見られることには注目しておきたい。

④「奉仕活動」の単位認定への動き

ところで、中央教育審議会は2002年7月29日の総会で、「奉仕活動」への参加を高校や大学における単位として認定することを答申した。「奉仕活動」への参加を義務づけようとする後述の発想に近づいているといえよう。

IV. インターンシップをめぐる論点

近年の「インターンシップ」の実態と論点については、林萬太郎氏が「職場体験・就業体験（学習）」の実態と論点について極めて丁寧に解明しているので、多くは触れない⁵⁶⁾。ここでは、筆者の気づいた若干の論点等について、順序不同に感想を述べるにとどめる。

職場体験学習の多様性

歴史的に整理してみると、職場体験学習は多様な形態で実施されてきたことがわかる。ここから、さまざまな経験を学び取ることができるのではないか。

技術・職業教育の観点からみた現場実習の有効性・有用性

技術・職業教育の観点からは、公的職業資格取得の必須の要件とされていることなどから見ても、現場実習の有効性・有用性を疑う余地はない。この点では、むしろ技術・職業教育の場で現場実習への取り組みが必ずしも積極的でないことが問題となる。その意味では、現場実習導入の障壁を解明する必要があるだろう。

この点で、1999年に岡山で開催された第48次集會に共同研究者として参加していた田中喜美氏が中学校の職場体験学習について、反省の意味を込めて「技術科では現実の技術及び労働の世界を子どもたちに積極的に見せていく観点は弱かったから、職場体験によりなぜ技術を学ぶのか、学校で学んでいる技術の現実における役割などを子どもたちにわからせることができる、その意味で職場体験については、技術教育の観点から積極的に考えるべきだ」と肯定的に評価していたことは印象的だった⁵⁷⁾。

実際、教育委員会や学校長など上から強要されて実施した場合にせよ、教職員の協議から生まれた実践にせよ、またそれが官側の報告であるにせよ、教職員組合の研究集會に報告されたものにせよ、参加した生徒たちの感想は多面的であるがおしなべて好意的である。成功させようとする教職員の並々ならぬ尽力がその実践の背景にあることは見逃せないが、同時にここには、「職場体験・就業体験（学習）」が内包する積極面、すなわち現実の労働の世界が反映しており、そこには、日常の教育活動の面で学ぶべきものが多くあるように思われる。

教育課程上の「職場体験・就業体験（学習）」の位置づけ

高校職業学科における取り組みを見ると、「インターンシップ」ないし「職場体験・就業体験（学習）」には、参加を希望する生徒にのみ取り組ませるなど、教育課程上、必修修というような不可欠のものではなく、付加的ないし補完的位置づけしか与えられていない場合が多いように思われる。これは、多くの場合全員参加制をとっている中学校の実践と大きく異なる点である。

全員対象の「職場体験・就業体験（学習）」の教育課程上の位置づけ

昨今のように授業時間が大幅に削減されるなかで「インターンシップ」ないし「職場体験・就業体験（学習）」を全員参加方式で実施する場合、どの時間帯で実施するかは大きな問題の一つである。（希望者のみを対象とするなら、実施期間は必然的に休暇中となる。）

考えられる方策は、「総合的な学習の時間」、「特別活動」、あるいは高校の場合には「課題研究」などの特定の科目の時間を当てるなどである。筆者は、教科の授業時間への影響を小さくするには「総合的な学習の時間」を活用することがベターだと考えている。

高校の普通科等、あるいは中学校の「職場体験・就業体験（学習）」

高等学校の「職場体験・就業体験（学習）」への取り組み状況についていえば、積極的な取り組みが最も期待される普通科の実践が極度に少ないことが注目される。ここに現代の教育の本質的な弱点が露呈しているように思われる。

中学校の「職場体験・就業体験（学習）」についていえば、若干の先進的な実践を別とすれば、いわば上からの指示・命令で始められている感は否めない。肯定的にとらえるための観点を確立することがもとめられている。

中学校の場合、教師による事前の準備があるにせよ、「職場体験・就業体験（学習）」に行く事業所を生徒に選ばせている事例がみられる。生徒たちから見えている職業の世界は狭いから、製造業関係の事業所は選ばれない場合が多い。せつかくの「職場体験・就業体験（学習）」が、かえって職業の世界を狭めることになりはしないかと気に掛かる。

教師にとっての「インターンシップ」「職場体験・就業体験（学習）」

「職場体験・就業体験（学習）」に関する多くの報告は、生徒たちの感想の外に、教職員の努力が記されている。ところで「職場体験・就業体験（学習）」は、教師たち自身にも教育面で一定のことを教えているはずなのに、この点に関する記述は意外に少ないように感じられた。

たとえばある中学校の実践では、生徒がおもちゃの製造工場に行きたいと希望したので調査したところ、おもちゃの製造工場はほとんど外地に移転してしまっている実態を改めて知ったと報告されている。これは典型的な事例だが、地域と教育との結びつきを考えると、「職場体験・就業体験（学習）」の取り組みは教師たちが日本の産業、より具体的な地域の産業の実態を学ぶ

重要な契機となっているのではないか。

結びに代えて――ボランティア，奉仕活動を義務化しようとする動きに警戒心を

近年、「インターンシップ」「職場体験・就業体験（学習）」に限らず，ボランティア，奉仕活動を単位として認定し，その取り組みを入学者選抜に反映させようとするなど，ボランティア，奉仕活動を義務化しようとする顕著な動きが注目される。

「よい」ことを推奨することと，それを押しつけることとは別の次元に属するというべきである。強要することは，「ボランティア」の語義矛盾だと指摘するだけでは済まされない。現代日本では徴兵制が廃止されて久しいし，戦前の「勤労奉仕」「集団勤労作業」「修練」（いずれも出席日数に算入された）などの歴史的経験も，遠いむかしのことと忘却されがちである。教育基本法改正の直ぐ向こうには憲法改正への動きが見えている。奉仕活動の義務化などの動きが顕在化する動きやその背景を自覚的にとらえる必要があるように思われる。

[謝辞]

本稿をまとめるについては，相原昭夫，大河内信夫，佐藤史人，田中喜美，西ノ村保，野間教育研究所図書室，横山悦生，依田有弘の各位にお世話になった。本稿は，これらの人々の援助があったので，幅広い分野の事例をカバーできた。記して謝意を表する。

[付記]

本稿は，平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」（研究代表者佐々木享）による研究成果の一部である。

日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型

- 1) 日本では文部省実業学務局『コオペラティブ・システム』（昭和11年6月）として紹介されたことがある。
- 2) 木下順『アメリカ技能養成と労資関係——メカニックからマンパワーへ』（ミネルヴァ書房、2000年）、188頁以下。
- 3) 三好信浩『明治のエンジニア教育——日本とイギリスのちがいが』（中公新書、1983年）
- 4) 旧工部大学校史料編纂会編『旧工部大学校史料』（1931年、同会）
- 5) 日本の幕末・明治初期における伝習の時代については多くの文献があるが、さし当たり、隈谷三喜男編『日本職業訓練発展史（上）』（1971年、日本労働協会）を参照。
- 6) 原正敏「旧制中学における作業科——その技術教育的側面の検討」『科学史研究』第85号、1963年6月、85～89頁。
- 7) 米田俊彦、『現代教育史事典』（2001年、東京書籍刊）、356頁。
- 8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史10 産業教育（2）』（1974年）249頁。
- 9) 文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』（1949年、教育問題調査所）
- 10) 日本における公的職業資格制度の歴史については、辻功『日本の公的職業資格制度の研究——歴史・現状・未来』（2000年、日本図書センター）を参照。
- 11) 『福井県立工業学校 一覧 大正六年八月』24頁。
- 12) 熊本工業高等学校『熊工百年史』（2000年）、66～67頁。
- 13) 『山形県立鶴岡工業高等学校七十年史』（1992年）259～277頁。
- 14) 『足利工高百年史』（1995年）72頁。
- 15) 『都立農林高校六十周年記念誌』（1969年、76頁）これに類した記述は、他の農業高校史にもみられる。たとえば、千葉県立茂原農業高等学校『茂農の歴史百年』（1997年、570～572頁）を参照。また宮城県立農業高校『宮農百年史』（1969年、467～468頁）によれば同校の「ホームプロジェクト」の始まりはこれらと似た状況であったが、1960年まで実施されていたという。
- 16) 寺田盛紀編『中・高等教育における「インターンシップ」——職業・専門教育と雇用・就職の構造に関する日・独・中比較研究（国際共同研究中間報告書）』（2002年3月）、10～11頁。
- 17) 寺田盛紀編、前掲書にいくつかの事例が紹介されている。
- 18) 神奈川県が設置した技術高校については、神奈川県教育委員会『神奈川県立の技術高等学校史』（1976年2月）、柏木操男「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止（1）——高度経済成長時代における産業教育の一例」『神奈川県戦後教育史研究』第2号（1998年5月、1～22頁）。同上「（2）」『同上誌』第3号（1999年11月、1～26頁）。
- 19) 大貫啓次・中村修・葉山繁・綿引光友『これが高校か——差別・選別される高校生』（1973年、私家版）
- 20) 柏木操男、前掲「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止（1）——高度経済成長時代における産業教育の一例」、17頁を参照。

- 21) 『茂農の歴史百年』(1997年), 678～681頁。なおこの実践については、石井二郎「専攻科教育の現状と課題」『農業教育研究』第14号(1990年, 30～40頁)においても論及されている。
- 22) 『山形県立鶴岡工業高等学校七十年史』(1992年), 349～358頁。
- 23) 大河内信夫「戦前小学校で実施された『一坪農業』についての一考察」『技術教育学研究』第6号(1990年3月, 85～102頁), 永島利明『新技術科教育論』(1989年, 茨城大学技術科研究室), 128～130頁。村越純子「越生尋常高等小学校発行『校報』にみる一坪農業」『かわら版』第184号(2001年12月), 以下同上誌第188号(2002年4月)までを参照。
- 24) 『徳島県立工業学校一覽 大正11年』44～47頁。
- 25) 熊本工業高等学校『熊工百年史』(2000年), 149～150, 219～220, 290～292頁。
- 26) 足利工業高等学校『足工百年史』(1995年) 155頁。
- 27) 熊本工業高等学校, 前掲書, 250～251, 736～737頁。
- 28) 沼津商業高等学校『沼商百年史』(2000年), 263～264頁。
- 29) 三羽光彦「揺籃期の商業学校」『岐阜県歴史資料館報』第17号, 1994(平成6)年3月, を参照。
- 30) 『金商七十年史』(1970年), 43～44, 73～74頁。
- 31) 同上書, 123～124頁。
- 32) 寺田盛紀編, 前掲書, 『中・高等教育における「インターンシップ」』7～8頁。
- 33) 岩崎清「現場実習とその運営——工業科」『産業教育』第17巻第1号(1967年1月), 31～35頁。
- 34) 東京都立田無工業高校機械科「現場実習とその運営——工業科」『産業教育』第17巻 第3号(1967年3月), 28～31頁。
- 35) 清原道壽『清原道壽著作集 第2巻 職業階導の歴史と展望』(1991年, 国土社) 32～33頁。
- 36) 日本技術教育協会編『技術教育と職業実習』(1937年, 扶桑閣), 日本技術教育協会『日本技術教育協会報告』(1940年9月)など。
- 37) 菅忠道・海老原治善編『日本教育運動史 3——戦時下の教育運動』(三一書房, 1960年)の第6章「技術教育運動——日本技術教育協会のはたした役割」(執筆者は, 清原道壽・山口富造)
- 38) その詳細については, 原正敏「戦時下, 技術員・技能工養成の諸局面(1)——大森機械工業徒弟学校の誕生と終焉」『千葉大学教育学部紀要』第36巻 第2部(1988年2月) 239～264頁。
- 39) 桐山京子『教え子たちに生かされて』(1996年, 岩波書店)
- 40) 川上文男「福島での農業実習——移動教室にくみこんだ実践」『教育』第469号(1986年8月号), 38～45頁。
- 41) 太田垣靖「労働を見つめて」『教育』第508号(1989年5月号), 17～26頁。
- 42) 全国進路指導研究会編『「働くこと」をどう学ぶか』(1998年8月, 民衆社)
- 43) 文部科学省『高等学校インターンシップ事例集』(2001年, ぎょうせい)には,

日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型

16校の高等学校における事例が紹介されている。

- 44) 日本教職員組合編『日本の教育 第47集』（1998年、一橋書店）375頁。
- 45) 2001年度教育研究全国集会実行委員会編『日本の民主教育 2002 教科別』（2002年7月、大月書店）、155頁。
- 46) この報告は、倉部静雄「あこがれの職業を知る——普通科での職場体験学習の2年間の考察」としてその全文が『進路教育』第153号（2002年4月）、24～34頁に紹介されている。
- 47) 協調会『農村に於ける塾風教育』（1934年、協調会）
- 48) 文部省調査部編『集団勤労作業の概況』（1939年）を参照。
- 49) 『足利工高百年史』447頁以下を参照。
- 50) 『宮農百年史』（1969年）421頁。この日付が後述の「集団勤労作業」に関する文部次官通牒が出されて間もなくの時期であることは興味深い。しかし当時の通牒は漢字とカタカナ書きだったはずなのに、この文書は漢字とひらがな書きになっている。この通牒については他の資料で確認する必要がある。
- 51) 『茂農の歴史百年』（1997年）、519～523頁。
- 52) 『死の壁の中から』と題して戦後になって岩波新書に収録されている。
- 53) 拙稿「『教育を受ける権利』と職業訓練」『教育学研究』第39巻 第4号（1972年12月）、42～49頁。
- 54) たとえば『足利工高百年史』には、昭和20年9月4日の記事として、「食糧事情益々重大となる故、本日より十四日迄校内運動場を全部開墾し、その外渡良瀬土手の中、川戦を迎えたが、その秋に荒れ地の開墾や山奥から木炭の積み下ろしに動員された。
- 55) 太田政男「奉仕活動と高校生の社会参加」『高校のひろば』第40号、2001年6月、22～29頁。
- 56) 林萬太郎「インターンシップ問題を考える」『技術教育研究』第59号（2002年1月）。
- 57) 日本教職員組合編『日本の教育 第48集』（1999年、一橋書房）210～211頁。